（削る）

（削る）

（削る）

（基準生産数量の算定の基準となるべき数量の算出方法）

第七十一条の十三　令第十八条の九第一項の規定により組合が定める法第百二十五条の十一第一項の基準生産数量の算定の基準となるべき数量は、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済者に係る前条第一項に規定する期間の当該被共済者の営む当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出するものとする。

2　令第十八条の九第二項の規定により組合が定める法第百二十五条の十一第二項の基準生産数量の算定の基準となるべき数量は、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済者に係る前条第二項に規定する期間の当該特定中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに全員非操業年又は全員異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における当該特定中小漁業者の全てを通ずる養殖単位の数量の合計数量を乗じて算出するものとする。

3　第七十一条の十第二項の規定は、前二項の養殖単位について準用する。

（共済金の金額の算定に用いる数値）

第七十一条の十四　法第百二十五条の十一第一項の農林水産省令で定める数値は、二とする。

（共済金の金額の算定に用いる割合）

第七十一条の十五　法第百二十五条の十一第一項の当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合は、当該生産数量の当該基準生産数量に対する割合が属する次の表の上欄に掲げる特定養殖業の種類ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

特定養殖業の種類	区分	割合
のり等養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業	百分の百十未満	百分の百
	百分の百十以上百分の百二十未満	百分の九十五
	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の九十
	百分の百三十以上百分の百五十未満	百分の八十五
	百分の百五十以上百分の百七十未満	百分の八十
	百分の百七十以上百分の百九十未満	百分の七十五
	百分の百九十以上百分の二百未満	百分の七十
真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業	百分の百二十未満	百分の百
	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の九十五
	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の九十
	百分の百四十以上百分の百五十未満	百分の八十五
	百分の百五十以上百分の百七十未満	百分の八十
	百分の百七十以上百分の百九十未満	百分の七十五
	百分の百九十以上百分の二百未満	百分の七十